

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 支援事例①

西川町（山形県）の事例

利用者の状況

障害種別	詳細	就業先	労働時間	勤務場所	業務内容	事業開始日
身体障害	視神経萎縮により両視力全廃	NPO法人	週3日 1日6時間	会社内	・視覚障害者向けの情報発信として、山形の魅力や旬の情報収集・原案作成・撮影・編集・配信等	令和4年4月1日

事業の活用契機

事業活用前の状況

事業活用前は職場が独自に同行支援事業所へ補助を委託していたものの、財源が限られており補助にかかる時間を十分に確保できなかった。そのため就労時間の延長や、外出しての取材が難しい状況だった。

事業を活用しようとしたきっかけ・経緯

就業先の法人の代表が本事業の存在を知り、本人に確認のうえ、役場窓口で事業実施の相談をした。

事業を活用してみても

市役所の職員による調整

①事業の説明⇒②意向確認⇒③支援内容の確認

支援内容：見守り・手引き誘導・資格情報による準備や作成物の確認など

利用
開始

利用開始してみて、よかったこと（本人談）

事業により、職場に引け目なく就労時間の延長や外出しての取材調査を行うことができた。就労時間の延長により実施できる業務の幅を広げることができた。

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 支援事例②

さいたま市（埼玉県）の事例

利用者の状況

障害種別	詳細	就業先	労働時間	勤務場所	業務内容	事業開始日
身体障害	糖尿病Ⅱ型（ポンペ病）による呼吸器機能障害及び四肢の筋力低下による体幹及び両下肢機能障害	民間企業	週4日 1日5時間	自宅内	パソコンを使用した経理・労務関連書類の作成や請求事務を行う。	令和2年7月20日

事業の活用契機

事業活用前の状況

就業先が障害福祉事業を行っていたこともあり、従業員の支援を得ながら在宅勤務をしていたが、支援をしていた従業員が体調不良等で休みになる際などは、ADL全介助の本人は就労したくても就労できない状況にあった。

事業を活用しようとしたきっかけ・経緯

知人が既に本事業を利用していたことから事業そのものは知っていたところ、コロナ禍による環境の変化で在宅勤務のみとなったことをきっかけに市に問い合わせを行った。

事業を活用してみても

市役所の職員による調整

①事業の説明⇒②就労状況、支援内容の確認（本人、就労先企業の担当者、市役所職員の3者にて面談）

支援内容：排泄介助・水分補給・喀痰吸引・体位調整・見守り等

利用
開始

利用開始してみても、よかったこと（本人談）

支援員が休みになった際でも、日頃からお世話になっているヘルパー事業所の方が代わりに支援をしてくださることで働きたくても働けないということがなくなった。現在は3社の事業所にお世話になっており、急遽支援に入れない事業所があっても、他の事業所がカバーをしてくれている。支援員さんが必ず入れるという安心感から以前よりも仕事に対するモチベーションも向上している。自身の体調と相談しながら、今後も可能な限り継続して働きたいと思っている。

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 支援事例③

江戸川区（東京都）の事例

利用者の状況

障害種別	詳細	就業先	労働時間	勤務場所	業務内容	事業開始日
身体障害	脳性麻痺による上肢機能障害・体幹機能障害	社会福祉法人	8時間	会社内	WEB管理・広報事務	令和5年9月6日

事業の活用契機

事業活用前の状況

本人は事務職として高齢者施設で就労しているが、特にトイレ介助に困っていた。同性の職員がトイレ介助をしているが、当該職員が外出している際にトイレ介助をできる職員がおらず、介助してもらうことに苦慮していた。

事業を活用しようとしたきっかけ・経緯

今までは、事業所職員が本人の介助など行っていたが、職員も他に業務があったため、できれば本事業を活用し、本来業務に注力してもらいたいと採用している事業所から区に相談があった。また、本人からも、この事業を利用して、他の職員と対等に業務を行っていききたいとの希望があった。

事業を活用してみても

市役所の職員による調整

①申請受理⇒②被雇用者はJEEDにて支援計画書作成⇒③支援の確定⇒④受給者証送付⇒⑤支援（トイレ・食事・業務の準備片付け）

利用
開始

利用開始してみても、よかったこと（本人談）

仕事中の自分への介護に対する心配ごとが解消し、業務に集中できるようになった。今まではみんなに介護を頼みづらかった。今は事業所に依頼することで一人の職員として働くことができています。

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 支援事例④

境港市（鳥取県）の事例

利用者の状況

障害種別	詳細	就業先	労働時間	勤務場所	業務内容	事業開始日
身体障害	脊髄性筋萎縮症Ⅱ型 上肢機能障害（１級） 下肢機能障害（１級） 体幹機能障害（２級）	民間企業	週５日 １日６時間勤務	会社内	障害児者の相談支援業務（市町村の相談支援事業、計画相談支援、地域相談支援、障害支援区分認定調査業務）の居宅等の訪問、電話対応、来所対応、相談記録等の筆記、パソコン入力、会議出席	令和４年２月１日

事業の活用契機

事業活用前の状況

雇用管理のために必要な職場介助者や通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱等を行う事業者に対して、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を支給しているため、その制度を利用して利用者を支援していた。

事業を活用しようとしたきっかけ・経緯

障害者雇用納付金制度に基づく助成金による通勤支援は、支援の対象期間に限りがあったため、期間が経過した後の支援について、企業から市役所に相談があり本事業の利用に至った。

事業を活用してみても

市役所の職員による調整

①事業の説明⇒②意向確認⇒③支援内容の確認

支援内容：見守り・排泄介助・水分補給

利用
開始

利用開始してみても、よかったこと（本人談）

この制度があるからこそ、介助をしてもらいながら就労できているので助かっている。日常生活でも支援が必要な者が介助なしで就労は難しいと思うし、支援の費用を事業所や利用者が負担するということはなかなか難しいため、この制度があったよかった。

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 支援事例⑤

南風原町（沖縄県）の事例

利用者の状況

障害種別	詳細	就業先	労働時間	勤務場所	業務内容	事業開始日
身体障害	視覚障害	自営業	週5日 1日8時間勤務	自宅	針灸マッサージ	令和6年11月1日

事業の活用契機

事業活用前の状況

鍼灸院を営んでいるが、資料作成や療養費の請求業務に同行援護が使えなかった。当該業務を手伝ってくれる方がいたが、常に対応できず、満足に仕事ができなかった。

事業を活用しようとしたきっかけ・経緯

- ・ 本人が沖縄県の視覚障害者福祉協会から当該事業のことを聞き、本事業活用すれば十分に仕事をするできると考えた。
- ・ 他自治体の事例を知り、自分の居住自治体でも本事業が使えないか窓口相談した。

事業を活用してみても

市役所の職員による調整

①事業の説明⇒②意向確認⇒③支援内容の確認

支援内容：請求業務の代筆、代読

利用開始

利用開始してみて、よかったこと（本人談）

代筆、代読により療養費の請求書が作成や保険診療ができるようになった結果、仕事の業務効率が上がり、対応できる案件も増えた。

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 自治体取組事例①

事業実施に至った経緯

① 西川町（山形県）

- ・ 本人と、就業先である本人所属のNPO法人の代表より実施希望の相談があった。
- ・ 他県の事業実施市町より情報収集のうえ予算を確保し、事業実施した。

② さいたま市（埼玉県）

- ・ 重度の障害を持つ市民から就労中の支援について要望をいただいたことをきっかけに、就労意欲のある重度の障害者が働けるよう本事業の実施を国に働きかけたところ、早急な実現に至らなかったことから本市単独事業として令和元年度より実施した。
- ・ 事業開始当初に当時の重度訪問介護の全利用者にアンケートを取り、就労状況や就労希望の有無等を確認した。
- ・ ホームページ等で当該事業の周知を行っている。

③ 江戸川区（東京都）

- ・ 障害者本人、相談支援専門員から実施希望の旨相談があり、制度設計の上予算を確保し、本事業の実施に至った。
- ・ 事業実施に当たっては、先行で行っている自治体の実施方法を参考にした。先行事例に基づき就労の中で必要とされるであろう内容を整備した。

事業実施に至った経緯

④ 境港市（鳥取県）

- ・ 本人、相談支援専門員から実施希望の旨相談があったので、予算を確保し、事業実施に至った。
- ・ 相談支援専門員に事業実施の周知をしている。
- ・ 同行援護を利用している方の担当相談員に、サービス利用者本人が事業活用の希望があるかどうか確認した。
- ・ ホームページ等で当該事業のPRを行っている。

⑤ 南風原町（沖縄県）

- ・ 視覚障害の当事者、視覚障害者福祉協会、盲学校から事業実施の希望があり、予算を確保し事業実施に至った。
- ・ 自立支援協議会で、事業内容を報告し周知を行った。
- ・ ホームページで事業の周知を行っている。
- ・ 視覚障害者福祉協会に制度の実施を報告し、盲学校に出向いて進路指導に関わる先生方に制度の説明を行った。